

2017年4月10日
逗子市

平成29年逗子市議会第1回臨時会の招集について
平成29年4月13日開会予定の第1回臨時会付議予定事件は、次のとおりです。

1 報告

- ・報告第2号 専決処分の報告について (損害賠償の額の決定) (管財契約課)

平成29年1月24日に、逗子市新宿2丁目において、秘書広報課職員が運転していた共用車が狭い交差点で道を譲るためバックした際、後方の駐車車両に接触し破損させたことに伴う損害賠償について、平成29年2月27日付けで専決処分したので、地方自治法(昭和22年法律第67号)第180条第2項の規定により報告するもの

2 議案

- ・議案第24号 専決処分の承認について (平成28年度逗子市一般会計補正予算(第8号)) (財政課)

予定されていない職員の退職による退職手当の支給の発生に伴い、その予算措置に緊急を要したため、地方自治法第179条第1項の規定により次のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により報告し、承認を求めるもの

(補正額) 歳入歳出とも1,396万2,000円の増額(補正後の総額205億4,043万8,000円)

歳入歳出予算の補正についての内容は次のとおり

(歳出)

- ・職員給与費1,396万2,000円を増額

(歳入)

- ・所要の財源を措置するもの

- ・議案第25号 専決処分の承認について (平成28年度逗子市下水道事業特別会計補正予算(第4号))

(財政課)

合流改善事業について、年度内に完了する見込みがないため繰越明許費を設定する必要が生じたことに伴い、その予算措置に緊急を要したため、地方自治法第179条第1項の規定により次のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により報告し、承認を求めるもの

(繰越明許費設定額) 1,912万円

- ・議案第26号 専決処分の承認について (損害賠償の額の決定) (管財契約課)

平成28年9月23日に、逗子市小坪5丁目地内(小坪海岸トンネル鎌倉側出口付近)において発生した市有地のがけ崩れに伴い、崩落した土石により住宅及び車両に与えた損害賠償について、緊急を要したため、地方自治法179条第1項の規定により平成29年3月24日付けで専決処分したので、同条第3項の規定により報告し、承認を求めるもの

・議案第27号 専決処分の承認について（逗子市市税条例の一部を改正する条例）（課税課）

地方税法及び航空機燃料譲与税法の一部を改正する法律（平成29年法律第2号）が平成29年3月31日に公布されたことに伴い、特定の家屋及び償却資産に課する固定資産税の課税標準の特例措置の割合を規定すること等改正の要あることから、逗子市市税条例の一部を改正する条例は、緊急を要したため、地方自治法179条第1項の規定により平成29年3月31日付けで専決処分したので、同条第3項の規定により報告し、承認を求めるもの

本件に関するお問い合わせ先
電話046-873-1111（代表）
※各議案の担当課にお尋ねください。

議案とりまとめ担当：総務課
電話046-873-1111（代表）